

子育て世帯及びひとり親世帯への臨時特別給付金の支給について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯や低所得のひとり親世帯の支援を目的として、臨時特別給付金を支給した。

2 事業内容

(1) 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

①支給対象者（以下の対象児童を有する児童手当受給者（本則給付））

ア令和2年4月分の児童手当対象児童

イ令和2年3月分の児童手当対象児童（令和2年3月31日に15歳に達する日以後最初の3月31日を迎えた児童、もしくは令和2年3月中に死亡した児童に限る）

②支給額（1回限り）

対象児童1人につき1万円

③支給決定者数（令和3年1月末現在）

3万2,577人

④支給決定額（令和3年1月末現在）

4億9,646万円

⑤申請受付期間（本区居住の公務員児童手当受給者のみ）

令和2年6月15日（月）～12月14日（月）

※本区居住の公務員を除く児童手当受給者は、申請不要

⑥支給時期

（児童手当受給者）令和2年6月上旬に初回支給

（公務員児童手当受給者）令和2年8月上旬に初回支給

※初回支給以降は、令和3年3月まで各月上旬に支給

⑦周知

令和2年5月下旬より区ホームページへ掲載、及び令和2年6月1日号の区報へ掲載のほか、対象者あて案内通知を送付。

(2) ひとり親世帯臨時特別給付金

①支給対象者

(基本給付)

ア令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

イ公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

ウ新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

(追加給付)

基本給付ア、または基本給付イに該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した方

(再支給分)

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給対象者に該当する方のうち、すでに基本給付が支給された方、または支給される予定の方

②支給額（1回限り）

(基本給付) 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

(追加給付) 1世帯5万円

(再支給分) 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ※基本給付の支給額と同額

③支給決定者数（令和3年1月末現在）

(基本給付ア・イ・ウ) 2,903人

(追加給付) 1,530人

(再支給分) 2,897人

④支給決定額（令和3年1月末現在）

4億4,162万円

⑤申請受付期間

令和2年8月3日（月）～令和3年2月25日（木）

⑥支給時期

(基本給付ア) 令和2年8月上旬に初回支給

(基本給付イ・ウ・追加給付) 令和2年9月上旬に初回支給

(再支給分) 令和2年12月25日に初回支給

※初回支給以降は、令和3年3月まで各月上旬に支給

⑦周知

(基本給付、及び追加給付)

令和2年7月下旬より区ホームページへ掲載、及び令和2年8月1日号の区報へ掲載、さらに、窓口等への案内チラシ配架や対象者あて案内通知を送付。

(再支給分)

令和2年12月下旬より区ホームページ、ツイッターへ掲載、及び令和3年1月11日号の区報へ掲載、さらに、窓口等への案内チラシ配架や対象者あて案内通知を送付。